

1 文化財等

(1) 文化財

文化財保護法の規定により指定されている文化財（重要文化財等は除きます。）は、下表のとおりです。

（平成23年3月31日現在）

区分	指定	文化財の名称	種別	所在地
登録文化財 （建造物）	国	所沢郷土美術館 主屋	有形文化財	久米1447-1
		所沢郷土美術館 長屋門	有形文化財	〃
		所沢郷土美術館 土蔵	有形文化財	〃
		旭橋	有形文化財	御幸町
指定文化財 （建造物）	県	多宝塔	有形文化財	上山口2213(不動寺)
		八幡神社本殿 付 棟札一枚	有形文化財	久米2428(八幡神社)
	市	八坂神社本殿	有形文化財	久米2429-1(八幡神社)
		勝光寺本堂・山門	有形文化財	山口1410(勝光寺)
		多聞院毘沙門堂	有形文化財	中富1501(多聞院)
		旧田中家穀倉	有形文化財	中富1004-1(中富小学校)
		長源寺四脚門	有形文化財	下安松487(長源寺)
		六所神社本殿	有形文化財	上新井2-6-8(六所神社)

出典：所沢文化財マップ



所沢郷土美術館 長屋門



旭橋

(2) 巨樹・巨木

巨樹・巨木は、下表のとおりです。

(平成23年3月31日現在)

認定番号	認定樹種名	形状寸法 (樹高・幹周)	所在地
1	ケヤキ	20m・6.2m	宮本町一丁目地内(所沢神明社)
2	ケヤキ	20m・3.5m	宮本町一丁目地内(所沢神明社)
3	ケヤキ	15m・4.45m	山口 2040
4	ケヤキ	25m・3.2m	上山口 1296
5	ケヤキ	25m・3.65m	三ヶ島五丁目 1262-1
6	ケヤキ	25m・4.3m	三ヶ島五丁目 1587
7	ヤマザクラ	15m・4.1m	堀之内 462(山之神神社)
8	スギ	25m・3.2m	糎谷 78(八幡神社)
9	ケヤキ	25m・4.0m	下富 383
10	ケヤキ	25m・5.3m	牛沼 331
11	ケヤキ	20m・3.5m	東所沢和田一丁目 21-1
13	ケヤキ	20m・3.6m	城 897
14	ケヤキ	20m・3.9m	城 884
15	ケヤキ	25m・3.1m	亀ヶ谷 470-1
16	ケヤキ	20m・4.6m	南永井 259
17	ケヤキ	20m・4.1m	南永井 259
18	サワラ	25m・4.1m	南永井 259
19	ケヤキ	20m・3.1m	南永井 307
20	ケヤキ	20m・3.6m	日比田 277(薬師堂)
21	ケヤキ	20m・4.8m	日比田 339(日比田氷川神社)
22	クスノキ	25m・3.4m	くすのき台一丁目 15(所沢駅東口広場内)
23	クスノキ	20m・3.4m	宮本町一丁目地内(所沢神明社)
24	ケヤキ	20m・4.2m	宮本町一丁目地内(所沢神明社)
25	スギ	20m・3.7m	山口 1850(中氷川神社)
26	エノキ	20m・3.3m	下富 620(八雲神社)
27	イチヨウ	20m・4.5m	小手指元町二丁目 29-2(小手指小学校校庭)
28	ケヤキ	20m・3.2m	上新井 395
29	ケヤキ	25m・3.8m	城 795
30	ケヤキ	20m・3.1m	堀之内 343(金仙寺)
31	ケヤキ	25m・3.0m	城 911
32	スギ	20m・3.2m	坂之下 383(東光寺)
33	ケヤキ	35m・3.5m	坂之下 383(東光寺)
34	ケヤキ	10m～・3.01m	中富 569
35	ケヤキ	10m～・3.21m	中富 542
36	イチヨウ	10m～・3.01m	北秋津 34-1
37	ケヤキ	10m～・3.07m	所沢新町 2453
38	ケヤキ	10m～・3.04m	所沢新町 2453

(認定番号12は指定・認定解除のため欠番)

2 用語解説

	用語	解説
あ	遠景・中景 (P22, 23)	建築物および工作物と同時に視界に入る対象物との距離による分類をいいます。 ○遠景 ・遠くに眺める景観をいいます。 ・山の稜線や市街地のスカイラインなど、空を背景とした地形や街の形のアウトラインとして識別できる景観をいいます。 ○中景 ・地区の広がりでの景観をいいます。 ・建築物はまとまった建築群、樹木は並木や林として識別できる景観をいいます。
か	外観 (P21, 25)	建築物の外壁もしくは屋根または工作物の外装をいいます。
	外構 (P22-24)	敷地内の門、塀、垣柵等をいいます。
	外装 (P26)	工作物の外観を形成する面のことをいいます。
	勧告および変更命令基準 (P26)	「景観法」に基づき、勧告または変更命令を行うことができる基準をいいます。
	基調色 (P22-24, 26-28)	外壁等の基本となる色彩のことをいいます。
	強調色 (P26-28)	外壁等のアクセントをつける場合に使用する色彩のことをいいます。
	巨樹・巨木 (P22, 32, 38, 39, 43, 47)	「所沢市巨樹・巨木の認定等に関する要綱」に基づく認定樹木のことをいいます。(P47に参考資料掲載)
	景観形成基準 (P21, 22, 25, 28)	建築物の建築等または工作物の建設等を行う際の基準で、配慮事項および色彩基準をいいます。
	景観重要建造物 (P29, 38, 39, 41, 43)	地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な建造物として、「景観法」に基づき指定されたものをいいます。
	景観重要公共施設 (P31, 38, 43)	良好な景観の形成に重要な公共施設を、管理者の同意を得て、景観計画に位置付けられたものをいいます。
	景観重要樹木 (P29, 38, 39, 41, 43)	地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な樹木として、「景観法」に基づき指定されたものをいいます。
	形態意匠 (P22-24)	建築物および工作物の形やデザインをいいます。
	建築物 (P10, 17-26, 31, 32, 38-40)	「建築基準法」に規定するものをいいます。 具体的には、 ①屋根および柱もしくは壁を有するもの ②①に附属する門や塀 ③観覧のための工作物 ④地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道等の線路敷地内の運転保安に関する施設、跨線橋、プラットホームの上屋等を除きます。)をいい、建築設備を含みます。

	工作物 (P20-22, 25, 26, 29, 32, 38-40)	人工的な構造物で土地に固定して設けられるもののうち、建築物を除いたものをいいます。具体的には、煙突、広告塔、高架水槽、サイロ、機械的駐車場装置等をいいます。
	ご近所協定 (P36, 43)	景観まちづくりモデル事業の一つで、ご近所同士で協定(ルール)を結び、共通の花づくりや庭づくり等の取り組みにより、良好な景観の形成を進める施策をいいます。
さ	彩度 (P22-24, 27, 28)	色の鮮やかさを表す尺度をいいます。
	色相 (P27, 28)	赤、黄、緑等、色合いを表す尺度をいいます。
	自然公園法による公園事業に係る施設 (P31)	優れた自然の風景地(自然公園)において、保護または利用のための施設をいいます。市内には次の施設があります。(平成23年3月31日現在) ○県立狭山自然公園(狭山丘陵) ○狭山丘陵いきものふれあいの里センター(荒幡富士市民の森内)
	市民緑地 (P31)	良好な都市環境を確保するため、「都市緑地法」に基づき、市民緑地契約を締結した緑地または緑化施設をいいます。本市では、久米地区に1か所(久米八幡越市民緑地)約1.5haを指定しています。(平成23年3月31日現在)
	斜面林 (P6, 20)	段丘等の傾斜地にある樹林をいいます。
	修繕 (P21)	建築物および工作物の一部を、同じ材料等を用いてつくり替え、性能や機能を回復させることをいいます。
	重要文化財等 (P29, 39, 46)	「文化財保護法」に規定する国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定されたもの(仮指定されたものを含む。)をいいます。市内には次の重要文化財が指定されています。(平成23年3月31日現在) ○旧台徳院靈廟勅額門・丁子門および御成門(上山口2213(不動寺)) ○小野家住宅(林2-426-1) ○黄林閣(坂之下437(柳瀬荘))
	新築、増築、改築または移転 (P21)	○新築 建築物の建っていない敷地に、新たに建築物を建てる行為をいいます。 ○増築 同一敷地内で建築物の床面積を増加させる行為をいいます。 ○改築 建築物の全部または一部を取り壊して、従前の用途、構造、規模を著しく異なるものに建て替える行為をいいます。 ○移転 同一敷地内で建築物を移動する行為をいいます。
	造成 (P24, 25)	切土や盛土等を行い、地盤面を改変することをいいます。
た	代表者会議 (P36, 37)	景観市民活動クラブが自主的・主体的に活動するにあたり、情報共有や活動連携等を行うための会議をいいます。
	高さ (P21-25)	地盤面からの高さをいいます。高さの算定方法や地盤面の設定等は「建築基準法施行令」の規定によります。

	暖色系 (P22, 23)	赤、橙、黄等の心理的に暖かい印象を与える色彩をいいます。
	中高木 (P22, 24)	「所沢市街づくり条例に係る施設整備等の基準」において、高さ1.0m以上のものをいいます。
	点滅する光源 (P22-25)	点滅する点状、線状または面状の光源をいいます。
	特定届出対象行為 (P41)	「景観法」に基づき建築物および工作物の形態意匠について、変更命令の対象となる行為をいいます。
	とことこガーデン (オープンガーデン) (P36, 43)	景観まちづくりモデル事業の一つで、庭や玄関先での花づくり等により、身近な景観まちづくりを行い、良好な景観の形成を進める施策をいいます。
な	庭木もう一本運動 (P36, 43)	景観まちづくりモデル事業の一つで、庭木を各家庭にもう一本ずつ増やし、市内の緑化を図ることにより、良好な景観の形成を進めるための施策をいいます。
は	分節化 (P22-25)	建築物および工作物の外観を、形態意匠によりいくつかの区切りに分けることをいいます。
	平地林 (P6)	平地にある雑木林や屋敷林をいいます。
	補助色 (P22-24, 26-28)	建築物および工作物の外観を豊かに演出する場合に、基調色に対して補助的に使用する色彩のことをいいます。
ま	JIS Z 8721 (マンセル表色系) (P26)	色を定量的に表す表示法の1つをいいます。 色の3属性(色相、明度、彩度)により表現します。
	明度 (P24, 27, 28)	色の明るさを表す尺度をいいます。
	模様替 (P21)	建築物および工作物の一部を、別の材料等を用いてつくり替え、性能や機能を回復させることをいいます。
や	用途地域 (P17)	「都市計画法」に基づき、都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域をいいます。
ら	陸屋根 (ろくやね) (P26)	勾配が少ない平らな屋根のことをいいます。